

令和3年度第2回山梨県出資法人経営検討委員会 会議録

(令和4年3月30日掲載)

1 日 時 令和4年2月4日(金) 午前2時～午後4時25分

2 場 所 山梨県庁防災新館404会議室 又は テレビ会議

3 出席者

(委員) 加藤隆博、石山宏、新里清高、入倉博文(順不同、敬称略)

((株)山梨食肉流通センター所管課)

畜産課長、畜産振興担当(2人)

(事務局)

行政経営管理課長、行政経営管理課総括課長補佐、行政経営担当(3人)

4 傍聴者等の数 2人

5 会議次第

(1) 開会

(2) 報告

(3) 議事

(4) 閉会

6 会議に付した議題

(1) 開会(概要説明)

(2) 報告:(株)山梨食肉流通センターの甲州牛への他県産牛肉混入等事案について【非公開】

(3) 議事:県出資法人経営評価について【非公開】

7 議事の概要

(1) 開会(概要説明)

・当日の報告事項及び議事について、事務局より概要を説明した。

(事務局)

本日の委員会におきましては、(株)山梨食肉流通センターにおける事案についての御報告を行い、続きまして、県出資法人経営評価について御審議いただきます。はじめに、本日の議事について御説明させていただきます。

まず、食肉流通センターにおける事案でございます。

事案の概要を簡潔に御説明いたしますと、甲州牛等販売促進緊急対策事業におきまして、セン

ターが提供した牛肉に他県産牛肉及び賞味期限切れが疑われる牛肉の混入が発生したという事案でございます。事案の詳細につきまして、センターを所管する畜産課より御説明申し上げますので、御意見や御質問等をいただけますようお願いいたします。

続いて、県出資法人の経営評価でございます。

経営評価につきましては、これまで出資法人が自己評価、所管部局、行政経営管理課による検証、出資法人経営評価委員会が審査を実施しております。本年度の対象法人は、昨年度と同じ 29 法人でございます。本日は専門的知見による御意見をいただきたく存じます。経営評価概要や審査の進め方につきましては、後程改めて御説明いたします。

事務局からの説明は以上でございます。

(2) 報告

(株) 山梨食肉流通センターの甲州牛への他県産牛肉混入等事案について、所管する畜産課が報告を行った。主な報告内容及び質疑内容は次のとおり。

(委員長)

(株) 山梨食肉流通センターの甲州牛への他県産牛肉混入等事案について担当者から報告をお願いいたします。

(畜産課)

それでは事前に御配付いたしました資料で御説明をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、飲食店の休業、インバウンドの消費の低迷の中で、非常に食肉の物流が止まったところがございます。そういう中で、市場価格は2割以上下落するなど、和牛や地鶏が大きな影響を受けました。そこで、県といたしまして、甲州牛等販売促進緊急対策事業ということで、新型コロナウイルス感染症に伴う影響を受けた高級な食材について、全額を県で助成し、子どもたちに食べてもらおうという事業を創設したところがございます。

資料の横紙でございますが、事業実施主体につきましては、山梨県の学校給食会でございます。給食会で1人あたり何グラムというようなことも積み上げをして、コロナが終わった後の反転攻勢も含めて食育を通じて、子どもたちに肉をプレゼントするという事業でございます。予算としては1人1回100グラムとなっておりますけれども、子どもたちのカロリー計算などにより、半分ぐらいしかお使いになってないところもございまして、それでも、甲州牛では、年3回御提供する事業でございます。

県が出資する食肉流通センターが事業者として取り扱ったというところがございます。そこが、学校給食会から学校に何日までに何キロお届けくださいと言われ、配送業者を使う中で、牛肉を御提供してきたという、流れとしてはこういう事業に取り組んだところがございます。

最初に戻っていただきますと、そういうシステムの事業を展開する中で、令和3年の3月9日に、内部の職員から、すでに提供された甲州牛に、他県産の牛肉が混入していたのではないかと

いう内部通報・告発がございました。それに対し、センターは、伝票等々の書類を全てチェックする中で、4日間の加工日において、64.7キロの混入が明らかになりました。全部の数量でいきますと、約11トンの中の肉だったのですが、そのうちの約65キロが混ざっているということが判明いたしました。

本来でしたら牛肉というのは、トレーサビリティ法があるので、個体識別番号ですべて管理されていますから、こうした間違いが起こることは有り得ない話なのですが、なぜそんなことが起こったのかということも、詳細に調査する必要がございまして、弁護士の先生を委員長とする第三者委員会を設置したところございまして、そこで詳細についての調査を行いました。

それがセンターの対応のところございまして、3月31日に設置してそのあと4回調査をしていただきました。全社員の聞き取り等も含めて、何が行われていたのか、その辺をつまびらかに調べて、行動するべきだということで、調査をしたところございまして。

別添の資料②というのがございまして。最初に当事者Aという1人の営業部の社員がいました。Aは、日頃より上司から在庫管理に対して非常にプレッシャーを受けていた中で、賞味期限が近づいたことで、それを回避するために、カットの職員Bにわからないように、混入したことが主要因でございました。

その当事者のカットの職員Bでございまして、営業部のAの指示でカットを行うのですけれども、そのAが本来やらないラベル剥がしをやったことに不信感を抱いて、このBの職員の内部通報で、こういう事態が発覚したということでございまして。

第三者委員会で調べていただきまして、主要因と遠い要因という二つに分かれてございまして。まず主因としましては、その職員Aの遵法精神が非常に欠如していて、食の安全安心に対する意識の欠如があるのですが、その背景には日常的な上司からの重圧、その上司もマネジメントができていないという要因がわかったところございまして。実は私も取締役になっておりますが、取締役の指導力不足ということで私どもも本当に反省をしたところございまして。

再発防止策といたしましては、社員教育なくしては有り得ないということでございまして。基本的な食品安全に関する法律についてのものは、もとより、やはり倫理感や道徳感、ハラスメントに関する研修というものも、必要であるということで、現在そういうものに対する対策をしているところございまして。

第三者機関としては、処分まではしません。ということで、賞罰委員会という別の組織にお願いしたいということでございました。

取締役会でも何度も、私たちも責任を認識して、任務にこれから真摯に取り組むという確認をする中で、どのように会社が生まれ変わるのかということで、経営大綱を作成するということになっております。昨年11月に三つの信頼プランという経営大綱を、食肉センター、取締役会で決めて、ホームページでも公表してございまして。

三つの信頼のうち一つは人に対する信頼でございまして。二つ目が商品に対する信頼、三つ目がブランドに対する信頼ということで、それぞれの課題を抽出してしっかり取り組むという経営大綱の見直しもしたところございまして。

続きまして、遠因でございまして。そもそもこれだけどうして、在庫を抱えてしまったのか、コロナのせいといえれば一言で済むのですが、まずは無計画な部分肉の買い取りという慣行がござい

ました。食肉センターは市場をやっていますので、買参の方が500、600キロの大きなものを買って行っていただきます。ただ向こうでも、売れない部分があると、そのパーツで、センターに戻してくれというような形で、お互い客商売もございますので、いくつかそれを買い取って別のところに売るという、そういう流れがあるのですが、通常のレストランとか飲食店が回っているときにはそんなに在庫を抱えるべき話ではないのですが、コロナで全てが止まってしまった部分で、冷蔵庫が満タンになるような、そういう在庫を抱えてしまったという無計画さというのが一つ、反省点としてございます。

あともう一つ、なぜ個体識別番号までついて、お肉の流通というのは、牛が生まれたときから食卓まで、すべてがトレーサビリティできる流通なのにこんなことが起こってしまったのかということなのですが、スライスをするときに、大きな10キロのパーツ（塊）を、今日はそのうち3キロをカットしましょうということになりますと、残りの7キロは、また包装し直して、個体識別番号をつけて、管理をしなければいけないルールにはなっているのですが、その加工室の中の冷蔵庫に、カットした残りをそのまま置いて、次の日にまたカットするというような形で、進めるときには、一度パッケージになっていたものが離れてしまった状態で、保管をしていたという手抜きのような加工室内部の作業ができてしまっている状況がありましたので、加工品の半端ものもすべて、これから管理する必要がありますという御指摘もいただきました。それができてしまうような密室性がありますので、盗難防止も含めて監視カメラを設置したりする中で、今、対応しているところでございます。

少しでも、この加工のBの職員が、疑義を生じたような場合についても、上司が怖くて言えないようなプレッシャーがあるようでしたら、やはり内部通報の窓口というものをしっかり設けましょうということで、外部の弁護士の先生も含めて今そんなシステムに変えることとしております。

あとは、食肉流通センターというところは、非常に技術の特殊性がございまして、その道のプロの技術に頼るような業務もございます。そういう中で、やはり人事の流動化というものも必要になると、いろんな方がそれぞれの仕事が分かれば、悪いことができないようにできるのではないかとということで、取り組んでいるところでございます。

あと、資料1にはございますが、法に触れた部分につきましては、それぞれ期限までに原因究明をして、その分析・再発防止については、国から出された勧告、あとは、食品の表示に関する指導、後から賞味期限切れだったのではないかとというような疑義も生じましたが、その事実の確認はできなかったのですが、否定もできないということで、それについても改善策を保健所等にも出させていただきながら、対応をしているところでございます。

人の処分につきましては、外部の方を入れた審議会も立ち上げる中で、昨年12月には、当時の上司であった部長について2階級落とし、社長については、3ヶ月の減給等々も含め取締役会で、議論をした中で今、罰則については対応しているところでございます。

まずは、所管する畜産課といたしましては、このような不祥事が出ましたことを、非常に申し訳なく思っております。今、私も取締役として、この会社が本当に県民から信頼をされて、山梨のおいしいブランドが県民に届くような形で、しっかり会社を生まれ変わらせておりますので、また御指導、御鞭撻をお願いしたいと思います。私からの御説明は以上でございます。

(委員長)

御質問や御意見等がありましたらお願いします。

(委員)

個体識別番号はどのような感じでパッケージに付いているのでしょうか。

(畜産課)

本来ですと、まず、牛が生まれたときに、両耳にイヤリングのように10桁の番号が付されます。次に、農家で育て、と畜場に行ったときには、何月何日にどの農家で生まれた牛を、誰がと畜場に持ってきたかという情報が入ります。そして、と畜した牛が、市場にかかると、買って行った先では、600キロぐらいある大きな枝肉ですので、例えばロースにすると10キロが2本取れるような形になります。そうすると今度は部分肉という、大きな塊の肉になるのですが、それを、すべてバーコードで10桁管理のシールになりまして、大きな肉を真空パックしたところに、個体識別番号のシールが付されることとなります。今回の事例でいきますと、10キロの大きな塊を加工室で、袋を破いて、5キロ使ったとしますと5キロ残りますので、何月何日にその封を切ったというのを、シールを剥がしてノートに貼り付ける。ノートに貼り付けて、それをスライスしたら、スライスしたパッケージにその個体識別番号が流れなければいけません。今回のものについては、スライスしたものには付くのですけれど、スライスしていない残った部分がそのままパッケージで、個体識別番号がないまま、置かれているような状況もあったということも、一つの悪い原因じゃなかったかと。加工室の中で一度封を切ってしまったものが、混ざってしまうということも可能性があるということで、今回のものはもう初めから故意があって、甲州牛という個体識別番号でないものを甲州牛として、賞味期限が切れるからといって自分でシールを剥がして、隠して別のノートに貼っていたところで、ノートのキログラムを全部足し合わせると合わなかったものが別のノートから発見されたということで、その約65キロが混ざっていたことを確認できたという状況でございます。

(委員)

部分肉を一部使って一部戻すことが当然相当あると思うんですね。そうすると客観的なシステムとして、不正をできないようなシステムを築くというのは難しい状況なんですかね。

(畜産課)

現在は、余った肉をもう一度ちゃんと真空パックして、シールを貼るということを徹底しています。それをマニュアルにして、今そういう対応をしているところでございます。そのラベルを貼るという手間を、手抜きをしていたというのが一番悪いところだと思います。

(委員)

わかりました。

(委員長)

他に御意見、御質問等がなければ、(株)山梨食肉流通センターの甲州牛への他県産牛肉混入等事案について、報告及び質疑を終了いたします。ありがとうございました。

(3) 議事

県出資法人の経営状況等について総合的な評価を行った。主な審査内容は次のとおり。

(委員長)

県出資法人経営評価について、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局)

では評価制度の概要等について説明させていただきたいと思います。事前配付させていただきました資料に基づきまして説明をいたします。「令和3年度県出資法人の経営評価について」を御覧ください。経緯、位置付けでございます。行政評価の視点を踏まえた経営評価を平成19年度より本格実施しておりまして、評価結果を県民に広く公表しているところでございます。対象法人でございます。本年度の対象法人は、県出資法人37法人のうち、前年度事業費が1000万円を超える法人で、県が経営に関与しない株式会社ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブと解散が決定して事業を停止している土地開発公社を除く29法人となります。こちらにつきましては昨年度からの変更等はございません。

次に、経営評価の方法について御説明申し上げます。評価の視点ですが、「目的適合性」「計画性」「組織運営の適正性」「財務状況」「効率性」の5つの評価の視点を、「自己資本比率」や「借入金依存率」等20項目余の評価指標に分けて評価しております。警戒指標ですが、特に重要性が高い8から9項目を警戒指標として設定し、該当した場合は、評価に反映させています。評価の視点に基づき算定した得点と、警戒指標の該当数により、AからDの4段階でランク付けしております。以上、経営評価制度の説明とさせていただきます。

令和3年度経営評価の状況についてです。令和2年度決算に基づき実施したところ、29法人の内訳は、A評価が20法人、B評価が7法人、C評価が0法人、D評価が2法人となりました。評価が変動した法人は、下線を引いた6法人でございます。内訳はB評価からA評価に上昇した法人が3法人、C評価からA評価に上昇した法人は1法人、A評価からB評価に低下した法人が2法人でございます。

最後となりますが、本日の審査方法について簡単に御説明します。「令和3年度県出資法人経営評価結果総合所見」のR3経営評価総合所見案を中心に、必要に応じて、ファイルにございます個別の法人の経営評価書を御覧いただきたいと思います。1ページ目が食肉流通センター、2ページ目が評価ランクがAからBに低下した法人、3ページ目がCからAに上昇した法人、4ページ目がBからAに上昇した法人、5ページ目がランクに変動のない法人のうちDランクの法人、6ページ目がランク変動のない法人のうちのBランクの法人、7から9ページにかけてが、変動のないAランクの法人となっております。

1 ページを、1 グループとしまして、グループごとに審査していただきたく存じます。各法人につきまして、法人の目的、事業、評価の概要、総合所見案のうち、主な内容を御説明いたしますので、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

事務局からの説明は以上となります。

(委員長)

ありがとうございます。評価が変わったところを重点的にして、評価が同じところについては、早めに審議をしていきたいと考えております。1 ページから、事務局からお願いいたします。

(事務局)

1 番、「株式会社 山梨食肉流通センター」について御説明いたします。

評価結果についてですが、昨年度は、豚熱の発生により売り上げが大きく減少したところですが、昨年度、令和2年度はそのような状況が生じなかったため、財務状況が改善しております。

先ほど説明がありましたように、昨年度は在庫処理を目的に、甲州牛に他県産牛肉を混入させるなどといった不適正な事案が生じたので、計画性や組織運営の適正性等が大きく低下し、得点率の合計は74.5%と、前回よりも3.2%減少し、総合評価も前回と同じく、B評価となっています。次に総合所見についてですが、こちらも最初に収益の改善等により財務状況が改善したことを記載いたしました。その次に、他県産牛肉混入事案により、総合評価はBのままとなったこと、そして、当センターは、本県の食肉流通拠点であり、県産牛肉などのブランド化に極めて重要な役割を担っていることから、再びこのような事案が生じないように、再発防止策を厳守すること、センターの信頼回復を図る必要があることを記載いたしました。次に、5つの評価視点のうち、目的適合性は30%と極めて低い値となっていることから、目標の妥当性の検証と実効性のある対策を講じる必要があることを記載いたしました。最後に、計画性及び組織運営の適正性も60%と低い値となっていることから、適時実績を分析し、経営に反映する仕組みを構築すること、より一層の運営体制の適正化を図ることについて記載いたしました。

以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

(委員)

先ほど御報告いただいて、内部的には第三者委員会等で、一定の後処理が済んでいることは、理解できました。

まず、文字レベルの指摘を先にさせていただきますと、経営評価書3ページの真ん中下のところに出資法人の自己評価があります。そこで、3つ目の枠に、組織運営の適正性が3行ほど書かれていますが、その1行目「職員間の意志疎通」の「志」が間違っています。それから、対応策の①は、失墜した社会的信用回復させる取り組みとして社員「教育」でしょうか。以上が誤字として確認されました。

それから、この法人に限ったことではないんですが、経営評価書12ページ損益計算書の項目で、「当期末処分損失」は未処理の誤りだと思うんですが、当期末処分利益とか未処理損失という

概念は、2006、7年に会社法が立ち上がった時に、この未処分利益というのは会計上からも消えているんですが、他の法人もそうなんですが、結構これ残ってるんですね、専門的なんです、当期未処分利益は昔、損益計算書のボトムラインにあった最終数字だったが、2006年に会社法が誕生した時に損益計算書のフォーマットが大幅に書き換えられて、ボトムラインが当期純利益になっている。ここでいくと④番の当期純利益がボトムラインになるんですが、それより下の昔あったような数値がいまだに引きずられて出てくるのが、読んでいてよくわからなかったの、この法人に限った話じゃないんですが、この当期未処分利益とか未処理損失というのは一体、今現在何を意味しているかというのがわかればお教えいただきたいということが一つ。

この法人に限った話になりますが、経営評価書1ページ目にもう一度戻っていただいて、「設立目的経緯概況等」の最終行にISO22000の更新を受けているということですが、今回の諸問題を踏まえて、続けて承認を受けているのかどうか、取り消しということにならなかったのかという点についてお聞かせいただきたい。

(事務局)

申し訳ありません、当期未処理利益がなぜ残っているのか把握していなくて、会議の後で、この必要性等を検討して、また様式の見直しに反映させていきたいと思います。

あと、ISO22000についても、現状どうなっているか把握していないので、これも所管課に確認した上で、後日、メール等で御回答させていただきたいと思います。

(委員)

当該対象法人のホームページ上になんですが、甲州牛の件についての報告書が見当たらなかったの、いただいた資料では、これが開示されているということなので、該当ページをURLで、後でいいのでお教えいただきたいと思います。私も実際にこの情報開示が広く出されていることを、目で確認したいと思いますのでそれも1点付け加えてお願いします。

(事務局)

わかりました。

(委員)

去年と今年との、この評価の差のところで教えていただきたいんですが、目的適合性が30%下がっているということなんですが、経営評価書5ページ目「事業の効果」①②③が去年は全部マルだったのが、今年全部バツということではよろしいですか。

(事務局)

そういうことです。

(委員)

マルがバツになったのは、今回の他県産の牛肉混入事件があった結果でしょうか。

(事務局)

そういうことです。

(委員)

経営評価書の6ページですけれども、「年次計画・実績の差異分析」の①から④が全部バツになっていますが、去年はマルだったのが全部バツということなんですよ。

(事務局)

そうです。

(委員)

これも、先ほどの他県産の牛肉混入問題が原因なんですか。

(事務局)

そうです。

(委員)

「①事業が提供するサービスの質などについて顧客満足度調査等の客観的な手法で定期的に測定している」について、これは定期的に測定するかどうかという話だと思うんですね。そうすると、牛肉が混入した問題とは関係なく、書けないのかなと思ったんですけど、そんなことはないんですか。

(事務局)

これに関しては、かなり大きな額が動いた甲州牛の提供事業に対してアンケート等を行っていなかったというようなことがわかりましたので、バツになっていると。今後はより、きめ細かく顧客のアンケート等をとって、分析していくことになります。

(委員)

去年までの評価がアンケート等がされているという前提で評価されていたが、今年は今回の問題をきっかけとして調査したら、実はやっていなかったということですね。

(事務局)

去年までは、目安箱的に意見をもらうような仕組みがあったようなんですけども、やはり今回の事案を含めて、それでは不十分だということで、見直しを図って、評価も再度考え直したところ、これではよろしくなかったということでバツになりました。

(委員)

なるほどですね。

あと、経営評価書7ページにバツが4つありますけれども、これもマルだったものが全部バツという理解でいいんですね。

(事務局)

去年は全部マルでした。

(委員)

④がバツになっていますけれども、改善に着手していればマルになるような項目なんですけど、調査中で改善にまだ着手できていなかったからバツということですか。

(事務局)

④に関しては、甲州牛の関係ではなくて、他の3つは甲州牛の関係なんですけども、これに関しては、出納局の方で行っている財政援助団体監査で、食肉流通センターについて指導事項があった。それに対して、まだ改善に着手できていないということで、この評価時点ではまだ改善が図られていないということでバツになったということです。

(委員)

なるほどですね。

総合所見なんですけれども、2つ目のポチのところ、「学校給食に提供した甲州牛への他県産牛肉混入等事案が生じたことから、組織の適正性等について改善をする状況であるため、総合評価はBに据え置かれている。」について、確かに間違いじゃないんですけど、一番点数が低いのは目的適合性で、目的適合性が低くなったのも他県産牛肉混入事案が原因だという話ですので、目的適合性・計画性・組織運営の適切性がいずれも下がった結果とかの方が正確に伝わるのかなと思うんですが。私からは以上です。

(事務局)

今の御意見に対しては、もし他の委員の方々もよろしければ、目的適合性期、計画性、組織運営の適切性いずれも下がった結果というような表現で、修正させていただいた方が、適切だと思いますので、そのように直させていただきたいと思います。

(委員長)

他の皆さんよければその文言を入れるような形で修正ということによろしいでしょうか。

(委員)

経営評価書3ページ出資法人の自己評価で、目的適合性が30%大幅に下がっていることを読み取れる文章にはなっていない気がするんですね。同様に、経営評価書4ページ法人担当部局

の所見も目的適合性が30%大幅に下がっていることを受けての文章にはとても読めないので、定性的な文章表現を見直す方がいいんじゃないでしょうかね。

(委員長)

今確認なんですけども、経営評価書はどこまで公開されてるものなんですか。

(事務局)

10ページまでが公表になります。

(委員長)

委員の御指摘はその通りだと思います。時間的に難しいので一旦待ってもらってもいいですか。

(委員)

この場で修正を希望するものではないので、ただこういうところをもう1回見直して、リメイクした方が、公表の時はいいんじゃないかなと、ちょっとそんなふうに思った次第です。

(委員長)

委員会としてそういう意見があったということ踏まえて、どうするかは、担当部局に委ねるということよろしいでしょうか。

(委員)

結構です。

(委員長)

2ページ目「AからBに低下した法人」について御説明をお願いいたします。

(事務局)

続きまして、2番、「公益財団法人 山梨県健康管理事業団」について御説明申し上げます。

当該法人は一般住民検診、各種検診、学校検診、事業所検査等の各種検診事業を実施しております。評価結果については目的適合性が50%と他に比べて低く、財務状況の評価も低下したため、合計得点率は78.3%となり、A評価からB評価に下がっております。総合所見についてですが、まず、当該法人は、収益性が低く、民間事業者が敬遠しがちな中山間地域においても、住民検診を積極的に受託するなど、公益法人としての役割を果たしながら、一般正味財産増減額の黒字を確保しているということを記載しております。令和2年度は新型コロナウイルスの影響を受け、予定していた健診が中止となるなどして収益の減少したため、その黒字額が減少しております。同様に新型コロナウイルスの影響から、新規事業所職人数や検診収入等設定している目標項目のいずれも目標数値を下回ったことから、目的適合性の低迷が顕著となっております。ま

た、胸部検診車を購入したことで、流動負債が増加し、流動比率が悪化したため、財務状況の評価も低下しております。今後安心安全な検診体制に努め、受診人数の回復を図る必要があり、高精度の機器等の整備についても、法人の財務状況等を踏まえた上で慎重に検討していく必要があるとしております。

3番、「公益財団法人 山梨県馬事振興センター」について御説明申し上げます。当該法人は馬術技術の普及と、優良乗用馬の育成・供給等を行い、畜産の振興に寄与することを目的とした法人であり、県馬術競技場の管理や、馬術競技場への大会・合宿の誘致が主な事業となっています。評価結果については、財務状況と効率性が悪化し、特に効率性は50%となったため、前年度のA評価からB評価に低下しました。総合所見についてですが、効率性悪化の要因として、大規模大会のための馬場整備等による管理費比率の上昇や、臨時職員の正規職員への転換による人件費率の上昇が挙げられます。また、大会エントリー料に係る前受金の計上等により、流動負債が増加する一方、大会誘致等から増大した支出に預金が賅われたことで、流動負債が減少したことで、流動比率が低下し、財務状況も悪化しております。最後に、赤字が続いていることから、経費削減の効率的な運営に取り組むとともに、外部事業を積極的に受託するなどして、収入の増加を図る必要があるとしました。

以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

(委員)

健康管理事業団は特にありませんでした。馬事振興センターで、ちょっと大きく数字が動いてこの辺りが財務状況悪化に影響していると思われたので質問させていただきたいのが、経営評価書11ページ、資産の状況で、流動資産の現金預金が、過去3年間で、大幅に減っているようなのですが、なぜ短期の現預金が大きく減少してしまったのか、原因とかはわかりますでしょうか。

(事務局)

コロナの影響で替わりの大会を誘致したため、支出が増大したところに預金が賅われたと聞いております。

(委員)

感染症由来で大幅に下がっているということですね。
今後のコロナの動向に対しては、どういった見立てを立てているのですか。

(事務局)

所管課に確認させていただきます。

(委員)

健康管理事業団の目的適合性は、事業の意義「③民間等において、代替が可能な類似の事業が行われていない。」が変わっているのでしょうか。

(事務局)

事業の意義③は変わっていません。目標達成度が昨年1点だったものが0点に下がっています。

(委員)

総合所見の最後のポチ「経緯削減の効率的な運営」について、「経費削減を行い」に直した方がよいのでは。

(事務局)

そのように修正します。

(委員長)

3 ページ目「CからAに上昇した法人」について御説明をお願いいたします。

(事務局)

4 番、「株式会社 清里の森管理公社」について御説明申し上げます。

当該法人は、県が設置している保健休養施設「清里の森」について、別荘地及び収益施設（テニスコート、パークゴルフ、テナント等）の管理運営を実施しております。評価結果についてですが、目的適合性と財務状況の得点率が大きく上昇し、合計得点率は85.1%となり、前回のC評価からA評価に大きく上昇しています。総合所見についてですが、自主事業収入の増加や、林内修景事業といった受託事業収入により、大幅な増収となったことで、経常損益が改善し、4期ぶりの黒字となっております。あわせて、資産の増加に伴い、流動比率や自己資本比率も改善されたことで、財務状況が大幅に改善され、財務状況は82.6%となっております。黒字化に伴い、売上総利益の目標値を達成したことで、目的適合性の評価が高くなっております。一方で、効率性の評価が下がっており、その原因となった新型コロナウイルスの影響による施設利用人数の回復が課題となっております。そこで、近隣団体等との連携した取り組みを推進すること。そして、コロナ禍における二拠点居住推進や地方移住への関心の高さを好機に、県の関係部局とも連携しながら、新たな別荘需要を取り込み、ステータスの向上を図る必要があるとしました。最後に、一過性でない、安定的な黒字経営を維持していくこととしております。

以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

(委員)

施設利用者は減っているけど、受託事業収入が確保されてるので、4期の赤字から黒字に転じたというふうな理解でよろしいでしょうか。もしそうだとすると、当期の一過性の黒字という見方もできるので、即経営の安定に繋がるとは、にわかには判断できないのかなと思ったりもしたんですが、そのあたりどうでしょうか。

(事務局)

委員のおっしゃる通りでして、伐採事業等県からの受託事業、別荘の利用者の増加、空きテナ

ントも埋まったことで、安定的な収入の増にも繋がっているんですけども、やはり県からの受託事業などは、今年来年と期間が限られた事業でありますので、全てが安定的な収入増とも言えない部分がありますので、まだまだ状況をよく注視していく必要があるというふうに考えております。

(委員)

わかりました。

(委員長)

4 ページ目「BからAに上昇した法人」について御説明をお願いいたします。

(事務局)

5 番、「山梨県更生保護協会」について御説明申し上げます。

当該法人は、罪を犯してしまった人や非行のある青少年の更生を支援し、安全で安心な社会を形成するため、更生保護施設や保護司、民間協力組織等との連絡調整や助成等、県内における更生保護事業の充実・発展に努めています。評価結果については、目的適合性が下がった一方で、効率性が大幅に改善したため、前回の77.5%から、今回は80%を超え、B評価からA評価に上がりました。総合所見についてですが、まず、A評価上昇に寄与した、財務状況及び効率性について記載しています。当該法人の事業費は、例年1千万円程度ですが、令和2年度は前年度末で約17千万円あった正味財産から500万円を収入へと振り替え、この収入で厚生保護施設の建て替えに対して助成を行っています。これにより、人件費や管理費が変わらない一方で、事業に係る収入が増加したため、人件費比率や管理費比率の評点が上昇しました。このように、令和2年度は正味財産を取り崩して事業を行ったためA評価へと改善しましたが、新型コロナウイルス感染症等による景気の悪化を反映し、法人の収入の中心となっている賛助会員からの会費や篤志家からの寄付金は、年々減少しており、これは目的適合性の評点の低下として現れております。このことから、寄付金等の安定確保に向け、新たな手段の検討・実行の必要性について記載いたしました。

6 番、「公益社団法人 山梨県私学教育振興会」について御説明申し上げます。

当該法人は、県内の私学教育振興のため、学校運営に必要な資金の貸付けや助成、教職員等の退職手当支給に必要な資金の学校法人への給付、教職員に対する研修などといった事業を行っています。評価結果については、効率性が前年度から上昇し、得点率の合計が80.9%となり、80%を上回ったため、総合評価が昨年度のBからAへと向上しています。総合所見についてですが、まず、効率性の上昇について記載しています。具体的には、令和元年度は事務室の工事等のため人件費の増加があり、8年ごとに持ち回りで開催される関東地区教員研修大会の開催で事業費の増加がありましたが、令和2年度はそれらがなくなったため、人件費比率・管理費比率が令和元年度より下がり、効率性の得点率が上昇したことについて記載しました。一方で、最も得点率が低い目的適合性では、学校運営に必要な資金の貸付事業における借入申込額を目標として設定していますが、令和2年度は実績がゼロだったため、得点率の改善が見られなかったことを記

載しました。また、当該法人が目的適合性の目標として設定しているのは資金貸付事業のみですが、当該法人が行っているのは貸付事業のみではないこと、また、貸付は年によって変動が大きいことから、新たな目標値の設定の検討が必要であることを記載いたしました。

7番、「一般財団法人 山梨県地場産業センター」について御説明申し上げます。

当該法人は、地場産業の健全な育成等を目的としており、地場産業センター「かいてらす」での地場製品の、展示販売、及び当該施設の管理運営などを行っています。評価結果については、財務状況及び効率性が前年度から上昇したため、合計が81.9%となり、昨年度のBからAへと向上しました。総合所見についてですが、まず、財務状況の改善した要因について記載いたしました。具体的には、ふるさと納税関係の返礼品を拡充したことにより収入が増加したことや、イベントの開催規模を見直し、支出の削減を図ったことなどを記載いたしました。また、効率性が上昇した要因として、コロナの影響で施設を休館したことに伴う、水道光熱費の減少や、人件費の削減等から、人件費比率・管理費比率ともに減少したことを記載いたしました。しかしながら、目的適合性が60%と低い値となっており、これは、目標に掲げた施設入館者数や売店の売上額等が毎年、目標を達成できてないことによります。今回の経営評価では、コロナの影響が管理費の削減などプラスに働いた面もありましたが、今後、コロナの影響が薄まって行くにつれて、再び管理費比率が上昇することも危惧されることです。これらのことから、最後に、今後はウィズコロナに対応しつつ、利用者の回復や経営基盤の安定化に努める必要があることを記載いたしました。

以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

(委員)

地場産業センターについて、経営評価書13ページ、主たる事業の実施状況で、年間の施設入館者数、年間の売店売上額がコロナの影響だと思いますが、大幅に落ちているにも関わらず、総合評価は上がっていることに矛盾のように感じます。御説明をいただけないでしょうか。

(事務局)

委員のおっしゃったように、本来の事業を削減したことで皮肉にも黒字化に寄与してしまっていることは確かに否めないと思いますので、今おっしゃったことを総合所見に追記していくような形になるのかなと思います。

(委員)

本業的には客商売的なところもあるわけですから、本業の売上がコロナウイルス収束後には増大に向かうべきだし、同時に固定費の削減の両にらみで更なる上昇基調とするというようなまとめ方で、将来に向けた提言にしてもらえればよいかなと思います。

(事務局)

わかりました。

(委員)

私学教育振興会について、総合所見にある新たな目標値とは。

(事務局)

経営評価書1ページ、主要事業の概要にある給付事業や研修事業など、目標設定している貸付事業以外の主な事業になると考えております。

(委員)

地場産業センターについて、ふるさと納税とどのように関わっているんですか。

(事務局)

ふるさと納税の対象ですが、山梨県・甲府市で、お金が入る仕組みとしては、県や市から委託を受けているさとふるを通じて、地場産業センターに返礼品の対価が入ってきます。

(委員)

ふるさと納税の関係が主な事業に入ってくることはあるんですか。

(事務局)

コロナの影響もあって、ふるさと納税関係の収入確保に路線を変更していると聞いてます。コロナの終焉も見えない中、主な事業にふるさと納税関係が乗ることは十分考えられると思います。

(委員)

私学教育振興会について、総合所見の3つ目のポチ「令和2年度の目標達成率」が、左に目的適合性があるため、違和感を感じる。

(事務局)

修正いたします。

(委員長)

5ページ目「評価ランクに変動のないD法人」について御説明をお願いいたします。

(事務局)

8番、「公益社団法人 山梨県環境整備事業団」について御説明申し上げます。

当該法人は、閉鎖された北杜市明野町の山梨県環境整備センターにおける、汚染水処理等の維持管理及び山梨県市町村総合事務組合から委託を受けた、笛吹市境川町の一般廃棄物最終処分場の運営及び維持管理を行っております。なお、明野町の環境整備センターの整備・運営により生じた損失については、県の経営支援補助金により補填を受けております。評価結果については、効率性が若干向上したため、合計得点率は前回より1.1%上昇し、78.9%となっております。

す。しかしながら、流動比率、将来負担見込、債務処理補助等といった3つの警戒指標に該当していることから、総合評価は前年度に引き続きD評価となっております。当該法人については、山梨中央銀行からの借入金が流動負債に計上されていることから、流動比率の警戒指標に該当しております。また、県の損失補償や、県からの経営支援補助金を受けていることから、将来負担見込及び債務処理補助等の2つの警戒指標にも該当しております。令和2年度においては、時間外勤務手当の減少により人件費の削減が図られ、人件費比率が減少したことなどから効率性の評点が向上しております。営業が行われている境川の一般廃棄物処分場については、引き続き、維持管理を適切に実施する必要があるとしております。また、閉鎖した明野の環境整備センターについては、改革プランに基づき、県の財政支援のもと、維持管理コストの縮減を図りながら、経営改善に取り組んでいく必要があるとしています。

9番、「山梨県住宅供給公社」について御説明申し上げます。

当該法人は、バブル崩壊による住宅団地の販売不振等で損失が発生したことから、現在は県が策定した改革プランに基づき、県からの財政支援を受けながら、計画的に債務の解消を行っております。事業といたしましては、県営住宅の管理、双葉・響が丘にある利便施設用地の賃貸などを行っておりますが、令和20年度を目途に解散する予定となっていることから、事業の縮小整理も進めております。評価結果ですが、得点率につきましては、合計得点率は86.2%となっておりますが、4つの警戒指標借入金依存率、債務超過、将来負担見込、債務処理補助等に該当していることから、総合評価は、D評価となっております。総合所見についてですが、まず、債務超過であること、県から債務処理補助金の交付を受けていること、そして有利子負担軽減のための短期無利子貸付を受けていることから、各警戒指標に該当している旨を記載しております。次に、効率性が上昇していることから、主な要因として（プロパー）職員の減少に伴う人件費の減少について記載しました。加えて、改革プランに沿って借入金及び繰越欠損の圧縮が着実に進められている旨を記載しております。

以上となります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

（委員）

得点率は、AB法人と遜色ないぐらい高いのに、警戒指標がこのようにずっと響くのはやっぱり経験として、共有しておくべきだというのは改めて感じています。1回の大きな落ち込みが長きにわたり、ずっと影を落とすということの代表例になったと思うので、今後の県の出資対象にしても、同じことを繰り返さぬようにしていけたらなと個人的には感じております。

（委員長）

6ページ目「評価ランクに変動のないB法人」について御説明をお願いいたします。

（事務局）

10番、「公益財団法人 山梨県スポーツ協会」について御説明申し上げます。

当該法人は、県立5施設（小瀬スポーツ公園、富士北麓公園、緑が丘スポーツ公園、八ヶ岳スケートセンター、八代射撃場）の指定管理業務の受託や、各種スポーツ振興事業等を実施してお

ります。評価結果については、財務状況が改善した一方で、効率性が前回の83.3%から50%へと大幅に低下したため、合計得点率は76.1%と、80%を下回り、前回に引き続きB評価となっております。総合所見についてですが、まず、効率性が低下した要因等を記載いたしました。具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響で、各種事業の中止があったため、事業費等が減少する一方で、人件費や管理費といった固定費はそれほど減らないため、人件費比率及び管理費比率が上昇し、結果、効率性が低下しています。また、財務状況の改善として、一般正味財産増減額が6期ぶりに黒字となったことを記載しました。総合評価をBからAへと改善するためには、得点率の低い目的適合性及び効率性の改善が必要不可欠となりますが、このためには、なによりも管理するスポーツ施設の利用者の増加が基本となります。このことから、総合所見の最後に「今後は」として、感染症対策を徹底したうえでの、利用者数の回復の必要性等について記載いたしました。当該法人は、前々回まではA評価でしたが、前回、つまり令和元年度に、新型コロナウイルス感染症の影響で1ヶ月間の事業ができない期間があり、今回、令和2年度も4月から5月の2ヶ月間、事業ができない期間があったため、AからBへと評価が下がっております。今後、コロナの影響がなくなればA評価に改善するとは考えられますが、コロナの影響がいつまで続くか不透明ですので、ウイズコロナへの対応を促すため「効果的・安定的な組織運営を一層図る必要がある」と最後に付け加えさせていただきました。

11番、「社会福祉事業団 山梨県社会福祉事業団」について御説明申し上げます。

当該法人は、障害関係施設、老人関係施設、児童関係施設の運営等を行っております。評価結果については、財務状況は前年度よりわずかに上昇したものの、合計得点率は76.6%で、総合評価は前年度に引き続きB評価となっております。総合所見についてですが、まず、平成30年度に所有する施設の解体・移転等を行っており、その際に借り入れた設備資金借入金の返済に伴い借入金が減少したことにより、借入金依存率が低下し、財務状況の評価が上昇したことを説明しています。また、財務状況や効率性の得点率が低いため、B評価となっておりますが、具体的には経常損益が3期連続で赤字となっていることや、人件費比率・管理費比率が上昇傾向にあることが要因であるため、経費節減や施設利用率の向上等による収益の確保に積極的に取り組む必要があることを記載しました。当該法人は、複数の施設を持っており、計画的な改修や建替が必要となることから、今後に向けて、財源確保に努める必要があることも記載いたしました。

12番、「公益財団法人 山梨県農業振興公社」について御説明申し上げます。

当該法人は、法律に基づき山梨県農地中間管理機構に指定されているため、農地中間管理事業を通じた農地の貸借や、その他、就農支援、山梨県奨励品種の生産と供給などを行い、本県農業の維持・発展に取り組んでいます。評価結果については、目的適合性及び効率性が60%台となっているものの、合計得点率では82.2%と80%を越えています。しかし、過去に保有した農地で売却差損等が生じ、金融機関等からの借り入れに県が債務保証を行っていることから、警戒指標の1つが該当し、前年度と同様にB評価となっております。総合所見についてですが、先ほど申し上げたとおり、県が債務保証をしていることから、警戒指標の1つに該当するため、B評価となっていることを記載しています。また、目的適合性が60%と低い数値となっており、これは主要事業である農地中間管理事業で取り扱う農地の面積が、目標とする面積に至っていないことなどによりますが、目標に向け取り扱い面積自体は拡大しておりますので、「当該事業が着実

に浸透してきている」と記載いたしました。なお、当該法人は、県が債務補償を行っていることから抜本的な改革が必要として、県で改革プランを策定し、プランに沿って長期借入金の返済等に計画的に取り組んでいるところですので、改革プランの取り組み状況も記載させていただき、あわせて、目的適合性が低いことから、更なる事業の充実が必要であると記載させていただきました。

13番、「山梨県道路公社」について御説明申し上げます。当該法人は、富士山有料道路及び雁坂トンネル有料道路の2路線や、駐車場の管理運営、冬季除雪業務の受託等を実施しております。評価結果ですが、目的適合性と効率性が低下し、合計得点率は73.9%となっております。加えて、警戒指標の1項目債務処理補助等に該当していることから、総合評価は前年度に引き続き、B評価となっております。総合所見についてですが、雁坂トンネル有料道路の運営に関係し、県から長期の無利子貸付を受けていることから、警戒指標に該当している旨を記載しております。また、目的適合性や効率性が低下した要因なども記載しております。効率性については新型コロナウイルスの影響で有料道路の料金収入が減収となるなど売上高の減少に伴い、人件費比率が増大したこと、有料道路の通行台数の減少により職員1人当たり施設等利用人数が減少したことを記載しております。通行料金収入を目標設定しているため、減収がここにも影響し、目的適合性の評点も低下しています。経常利益の赤字が続いており、前年度にはなかった当期純損失も計上していることから、経費の削減に積極的に取り組み、効率的な業務執行に努める必要があるとしました。

以上となります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

(委員)

道路公社について、経営評価書12ページ、損益計算書の当期未処分損失は、先ほど申し上げたとおり「未処理」損失ですね。

(委員)

社会福祉事業団について、元々赤字体質なんではないでしょうか。

(事務局)

29年度については黒字が出ています。30年度の施設の解体・移転が赤字に影響しているのではないかと推察されます。

(委員)

総合所見の「事業収益が伸びなかったうえ」について、高齢化社会の中、利用者が増え収入としては増えていくということでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

警戒指標について、道路公社の「県の債務処理補助等」は、配付資料「令和3年度県出資法人の経営評価について」の警戒指標④を意味するのでしょうか。

(事務局)

そのとおりだと思います。

(委員)

農業振興公社については、経過指標②にあたるのでしょうか。

(事務局)

その理解でよろしいかと思えます。

(委員)

農業振興公社は、県から短期無利子貸付を受けていると総合所見に書いてあるんですけど、警戒指標④にはあたらないのでしょうか。

(事務局)

損失補償に着目して、警戒指標②に該当するのではないかと思います。詳細について確認いたします。

(委員)

農業振興公社の県からの貸付金は返してもらうから、見返りが無い警戒指標④にはあたらないのだと推測します。違っていたら、御指摘いただければと思います。

(委員長)

7ページ目「評価ランクに変動のないA法人」について御説明をお願いいたします。

(事務局)

14番、「公益財団法人 山梨総合研究所」について御説明申し上げます。

当該法人は、県や市町村の計画策定等に係る調査、研究業務の受託や、地域社会の健全で持続可能な発展を目的とした自主研究・自主事業等を実施しております。評価結果については、目的適合性及び効率性が低下したものの、財務状況は改善し、合計得点率が81.5%で、前年度に引き続きA評価となっております。総合所見についてですが、令和元年度は非常に受託収益が大きかったため大幅な黒字となり、令和2年度はそれと比べると受託事業収益は減少しましたが、2期連続で黒字を確保したことを記載しています。そのほかには、効率性の評価が低下しておりますので、その要因である受託事業の減少について、経済団体や大学等とも連携し、受託案件の積極的な獲得を図ることで、安定した収入を確保する必要があることを記載いたしました。

15番、「公益財団法人 山梨県国際交流協会」について御説明申し上げます。

当該法人は、山梨県立国際交流センターの指定管理、外国人相談センターの運営等、多文化共生に関する事業や、その他、国際交流、国際協力、国際理解に関する事業等を実施しております。評価結果については、目的適合性が大きく低下しているものの、合計得点率は82.2%であり、前年度に引き続きA評価となっております。総合所見についてですが、A評価は維持しているものの、目的適合性が大きく低下しておりますので、新型コロナウイルス感染症の影響で受託している施設の利用者数や稼働率が目標を下回り、結果、目的適合性が低下したことを説明しています。あと、当該法人では、県内の外国人に向けて、生活に必要な情報の発信等を行っていることから、新型コロナウイルス感染症が外国人の生活に大きな影響を与えていることを踏まえ、今後も時代に即した多文化共生事業の展開が求められることを記載いたしました。最後に、当法人の収入の多くを県からの指定管理委託料が占めますが、この指定管理施設「国際交流センター」の移転が、今後予定されていることから、移転を機に、活動の継続のみならず、より一層の活動の活性化に取り組む必要があることを記載いたしました。

16番、「公益財団法人 山梨県生活衛生営業指導センター」について御説明申し上げます。

当該法人は、理容業、美容業、旅館ホテル業等の生活衛生関係営業を営む事業者に対する衛生施設の改善や経営相談指導事業、標準営業約款（Sマーク）の登録普及促進事業等を実施しております。評価結果については、効率性が低下したものの、合計得点率は87.5%で、A評価を維持しております。総合所見についてですが、当該法人は「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、国及び県の補助金を主な財源として運営されていることから、安定した経営となっております。自主財源である標準営業約款（Sマーク）は、消費者が利用する際の安全、安心の目印となるマークですが、令和2年度は5年に1回の更新件数の多い年回りであったこともあり、増収となりましたが、自主財源比率は目標値を下回る状況が続いています。新型コロナウイルスの影響で生活衛生関係事業者の経営が大きな影響を受けていることから、きめ細やかな事業実施に取り組むとともに、標準営業約款（Sマーク）登録手数料収入等の自主財源の確保による経営基盤の安定化に努める必要があるとしました。

17番、「公益財団法人 山梨県緑化推進機構」について御説明申し上げます。

当該法人は、基金の運用益を財源とする緑化活動の普及啓発事業や、緑の募金を財源として、各種団体が行う森林整備活動や緑化推進活動に対し交付金の交付を行う、緑の募金公募事業等を実施しています。評価結果については、目的適合性が低下しておりますが、合計得点率は82.4%であり、前年度に引き続きA評価となっております。総合所見についてですが、当該法人は緑の募金や基金の運用益を主な財源として事業を行う法人です。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で募金収入が減ったこと、また、事業の中止等に伴い、イベント等の参加人数が目標としていた人数を下回ったことにより、目的適合性の評価が低下したことなどを記載しました。新型コロナウイルスの影響で減少した募金収入の確保が課題となっておりますので、募金収入を確保する方法の検討や、安定的な収入確保のための資産運用規程の見直しなどを行う必要があるとしました。

18番、「公益財団法人 やまなし産業支援機構」について御説明申し上げます。

当該法人は、県内中小企業等の総合支援機関として、経営基盤強化の支援、新事業展開の支援、

販路開拓の支援等を行っております。評価結果については、効率性が50.0%と低くなっているものの、それ以外は高い値となっており、合計得点率は85.9%で、前年度に引き続きA評価となっております。総合所見についてですが、効率性の評価が下がった原因として、新型コロナウイルスの影響で、出張相談件数が例年の半分以上となったことを記載しました。一方、出張相談のかわりに電話や窓口で対応するなどしたため、窓口相談等の件数は増加に転じており、目的適合性の得点率は100%を維持しております。新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増していることから、県内企業の多くを占める中小企業のニーズに対応した事業を実施する必要があるとしております。

以上となります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

(委員)

意見なし。

(委員長)

8ページ目「評価ランクに変動のないA法人」について御説明をお願いいたします。

(事務局)

19番、「山梨県信用保証協会」について御説明申し上げます。

当該法人は、県内中小企業等が金融機関から貸付等を受ける際、その債務を保証する業務を行っております。また、中小企業等に対する経営の改善等に係る支援業務も行っております。評価結果については、効率性が前年度よりも向上した一方、財務状況が低下しましたが、合計得点率は86.2%となり、前年度に引き続きA評価となっております。総合所見についてですが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で金融機関の貸付が増え、これに伴い保証料収入が大幅に増加しています。しかし、今後、保証先の事業者が、コロナ倒産などにより、融資の返済が滞るような状況も想定されるところです。保証先の中小企業等の資金繰りは、まだまだコロナが終息しない中、依然、厳しい状況にあることを踏まえ、保証先の経営支援等により代位弁済を未然防止する取組などが、今後、求められますので、そのことを記載いたしました。

20番、「山梨県農業信用基金協会」について御説明申し上げます。

当該法人は、農業信用保証保険法に基づき、農業者等が融資を受ける際に債務保証を行なうことにより、資金の融通を円滑にさせ農業経営の改善に資することを目的として設立された法人であり、農業者等への債務保証が主な業務となっています。評価結果については、効率性の評価が大きく下がりましたが、合計の得点率は84.8%であり、前年度と同様にA評価となっています。総合所見についてですが、まず、当該法人は黒字経営が続いており、主に借入金依存率の低下によりですが、財務状況の評点に若干の上昇が見られましたので、そのことについて記載いたしました。一方で、効率性が低下しておりますが、これはコロナによる農業者の経営悪化等により、債務保証残高、業務量が増加したことから、新たに職員を採用した結果、人件費比率が上昇し、効率性の低下につながっています。なお、人件費比率の評点は、前年度との比較で算出されるため、来年度の評価では、職員数が増えた後の、令和2年度と、令和3年度との比較で点数が

算出されますので、今回の評点の低下は一時的なものと考えられます。しかしながら、プロパー職員の増員ですので、今後も職員数に見合う業務の拡大を図っていくことが求められるところで

す。

21番、「公益社団法人 山梨県農業用廃プラスチック処理センター」について御説明申し上げます。

当該法人は、農家から排出される農業用廃プラスチックを一元的に収集・分別し、リサイクル等可能なものについては有価販売し、一方で、リサイクル等ができないものについては有料処分を行うことで、本県農業振興と環境保全対策に資する事業を実施している法人です。評価結果についてですが、評価項目ごとにみても80%を越えており、合計得点率は88.0%となっているため、A評価を維持しております。総合所見についてですが、経常収入及び経常支出はほぼ前年度と同額の収支となっているところですが、老朽化した工場の解体等が行われたため、これに係る費用が経常外支出に計上され、結果、当期一般正味財産増減額で500万円の赤字となっておりますので、令和2年度の特徴的な箇所として、このことについて記載いたしました。また、財務状況が若干、上昇しているため、その要因についても記載いたしました。具体的には未払金、これは流動負債になりますが、未払金が増えると流動比率が下がりますが、この未払金は3月に有料処分した廃プラスチック処理量によって増減します。令和3年3月は、令和2年3月より処理量が減り、これによって令和2年度末の未払金が減少し、流動比率が上昇したことを記載しています。最後に、中国において廃プラスチックの輸入が禁止されたことから、コストがかかる国内処理に依存しているため、収益の安定確保に努めることを記載いたしました。

22番、「公益社団法人 山梨県青果物経営安定基金協会」について御説明申し上げます。

当該法人は、果樹・野菜の生産農家の経営安定を図るため、果樹農家が優良品種に植え替えを行う際の助成や、野菜の市場価格が基準を下回った際に農家に対し価格補填を行う事業等を行っております。評価結果については、効率性が改善され、合計得点率が93.3%と高い値となり、引き続きA評価を維持しております。総合所見についてですが、効率性の評点が向上した要因を記載しております。具体的には、モモの病害を防止するための国の補助事業を新たに実施したことで、事業費が増加したため、人件費比率及び管理費比率の評点が上昇したことを記載しました。また、事業の増加に伴い、職員1人あたり役務提供実績も増え、効率性の評価の上昇につながっています。

23番、「公益財団法人 山梨県子牛育成協会」について御説明申し上げます。

当該法人は、大家畜の生産振興に寄与することを目的とした法人であり、主な業務は県の八ヶ岳牧場及びまきば公園の指定管理となっております。評価結果については、合計の得点率は下がっておりますが、前年度と同様にA評価となっております。総合所見についてですが、まず、八ヶ岳牧場やまきば公園といった県の2施設の指定管理を行っていることから、県からの指定管理料と施設運営による利用料収入が収入全体の97%以上を占めていることを記載し、その次に目的適合性や財務状況の評点が下落した要因を記載しています。目的適合性については、新型コロナウイルスやヨーネ病等によるところが大きく、財務状況に係る流動比率の低下については、年度末の退職手当を一時的に流動資産に計上しているもので、法人の経営に大きな影響を及ぼしてはおりません。最後に、低下した効率性の観点から、目標にも設定している農家有家畜の受託頭数

やまきば公園の利用者の増加を図る必要があるとしました。

24番、「公益社団法人 山梨県畜産協会」について御説明申し上げます。

当該法人は、畜産業の振興に寄与することを目的とした法人であり、畜産業者の経営安定や保健衛生などに関する指導、肉用牛生産者に対する補給金の交付などを行っています。評価結果については、財務状況の得点率が低下していますが、合計の得点率は90%以上であり、A評価を維持しています。総合所見についてですが、自己資本比率の対前年度増加率が鈍化したため財務状況の評点が低下しています。しかしながら、比率自体は前年度から微増しており、改善傾向にあります。また、一般正味財産増減額の赤字についても事務所移転に伴う一時的なものであり、法人経営に大きな影響を及ぼすものではありません。最後に、アニマルウェルフェア等の新たなニーズに応じた自主事業の実施により、自主財源を確保するなどして、安定的な法人運営に努める必要があるとしています。

以上となります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

(委員)

畜産協会について、総合所見の一つ目のポチ「令和2年度は、自己資本比率の対前年度増加率が鈍化したため財務状況の評点は低下したが、自己資本比率自体は前年度から微増している。」は、事実なんでしょうけど、もう少し分かりやすい表現にしていただけたらと思います。

(事務局)

わかりました。

(委員長)

9ページ目「評価ランクに変動のないA法人」について御説明をお願いいたします。

(事務局)

25番、「公益財団法人 山梨県下水道公社」について御説明申し上げます。

当該法人は、県から富士北麓、峡東、釜無川、桂川といった県内4箇所における流域下水道の維持管理業務を受託するとともに、下水道技術の調査研究事業、下水道の普及啓発事業等を実施しております。評価結果ですが、得点率について前回から変化は見られず、合計得点率は88.9%、総合評価は前年度に引き続きA評価となっております。総合所見についてですが、流域下水道接続市町村の負担金を主な財源とした県からの委託料により安定した黒字経営を維持しております。そうした中でも、コスト削減を目的とした調査研究を実施するなど、経費削減に取り組んでおります。今後、重要なライフラインである下水道施設の老朽化に対応する事業費の増加が見込まれるため、さらなる経費削減に取り組み、積極的に経営の効率化を図る必要があるとしました。

26番、「公益財団法人 山梨みどり奨学会」について御説明申し上げます。

当該法人は、給付型の奨学金として、交通被災遺児奨学金事業及び修学奨励金給付事業、貸与型の奨学金として、育英奨学金貸与事業を実施しております。評価結果ですが、効率性が上昇し

ており、得点率の合計は85.4%で、総合評価は前年度に引き続きA評価となっております。総合所見についてですが、令和元年度にあった周年事業が無くなったため、管理費が減少し、効率性が向上しております。一方、財務状況が低下しておりますが、これは「奨学金の滞納額に対する引当金が少額である」との公認会計士からの指摘を受け、貸倒引当金の設定の見直しを実施したことにより、貸倒引当金支出が増え、正味財産増減額がマイナスになったことによるものです。また、奨学金の返還について、当年度に生じた滞納の返還率は目標を達成しているものの、過年度から繰り越されてきた滞納の返還率は目標に届いていない現状を踏まえ、滞納金の回収対策の一層の強化を図るとともに、職員の債権回収に係る知識習得の促進と併せ、回収業務の今後の進め方について検討していく必要があることを記載いたしました。

27番、「公益財団法人 やまなし文化学習協会」について御説明申し上げます。

当該法人は、本県の芸術文化の振興と、生涯学習の推進を目的とし、男女共同参画推進センターの指定管理や、生涯学習推進センターの運営業務の受託などを行っています。評価結果については、目的適合性が低下し、60%と低くなっておりますが、合計では84.4%と80%を越えておりますので、総合評価は前年度に引き続きA評価となっております。総合所見についてですが、まず、目的適合性の値が低い理由を記載させていただきました。具体的には、当該法人は、管理している施設の利用者確保を目標に掲げておりますが、3年連続で目標に達していないため、積極的な施設の利用促進の必要性について記載いたしました。また、当該法人の収入の約半分が、県の男女共同参画推進センターの指定管理委託料となっておりますが、指定管理期間が来年度末で終了すること、また、既に報道等で御承知かもしれませんが、現在、男女共同参画推進センターのあり方について、大幅な見直しの検討が県で行われておりますので、今後、当該法人が指定管理を受託できるかどうか、また、できたとしてもその業務内容がどのように変化するかわかりませんので、見直しの動向の注視、および、見直しへの的確に対応していく必要性について記載いたしました。

28番、「公益財団法人 山梨県青少年協会」について御説明申し上げます。

当該法人は、青少年センターや愛宕山こどもの国などの指定管理業務の受託等とあわせ、青少年の健全育成事業を実施しております。なお、平成30年度までは県立科学館の指定管理も受託していましたが、平成30年度末をもって指定が終了しております。評価結果ですが、効率性が上昇したものの、財務状況が低下した結果、合計得点率が83.3%となり、昨年度に引き続きA評価を維持しております。総合所見についてですが、現金・預金の増加等により自己資本比率が低下したため、財務状況の評点が下がったこと、しかしながら、外部委託業務の一括入札を実施するなど経費の削減に取り組んだことから、一般正味財産は増加したことを記載しました。また、効率性が上昇しておりますので、その説明を行っています。具体的には、平成30年度まで受託していた県立科学館の指定管理業務が令和元年度から無くなり、事業が大幅に縮小した影響で、前回評価時は人件費比率及び管理費比率の評点が大きく下がっていましたが、今回の評価では、事業縮小後の令和元年度と令和2年度の比較となりますので、昨年度より評点が上がりました。加えて、低い効率性をさらに改善するためには、協会が管理する施設の利用者数を、年々増加させていく必要がありますが、新型コロナウイルスの影響により施設利用者が減少していることから、利用者の回復に努めるとともに、時代に即した青少年健全育成のための事業を展開して

いく必要があると記載しました。

29番、「公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター」について御説明申し上げます。

当該法人は、法律に基づき県公安委員会から指定を受けた都道府県暴力団追放運動推進センターであり、暴力団排除の広報啓発事業や、暴力団に関わる相談事業、暴力団排除活動組織の支援事業を行っています。評価結果については、合計の得点率が88.9%で80%を越えておりますので、前年度と同様にA評価となりました。総合所見についてですが、当該法人の収入は、主に基本財産の運用益と、会費・寄付金収入の2つから構成されておりますが、近年、会費収入が減少傾向にありますので、会費確保の必要性について記載いたしました。また、令和2年度はコロナの影響でイベントが中止されたかわりに、広報・啓発に力を入れ、結果、目標の一つである暴力団追放の相談件数は大幅に増えたこと、一方で、効率性のみ、前年度より低下しており、低下した理由として、目標に掲げている講習会の参加者が、2年連続目標を下回っているため、目標達成に向けた取り組みが必要であることについて記載をいたしました。

以上となります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

(委員)

暴力追放運動推進センターについて、総合所見の2行目「会計ソフトを調達したことで支出が増加した」とは、初期投資のことなんでしょうか。それともソフト利用料が今後かさんでいくという意味合いなんでしょうか。

(事務局)

初期投資になります。

(委員)

感想としては、指定管理を受けているところは受託を受けなくなると大変なことになるんだなと感じましたので、指定管理がどうなっていくか着目していきたいと思います。

(委員長)

修正をすべきところを事務局と私の方で話し合っ、先生方に反映されたかどうかを確認していただいて結果としたいと思いますが、それで承認をしていただいてもよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(委員長)

それでは事務局の方にお返しします。

(事務局)

加藤先生ありがとうございました。本日は多岐にわたる事項につきまして、御審議をいただき、

誠にありがとうございます。経営評価につきましては本日委員の皆様からいただきました意見等を反映し、修正した総合所見を後日改めて委員の皆様にご報告をさせていただきたいと思っております。今後でございますが、決定された評価結果は、所管部局を通じまして、各出資法人に通知いたします。所管部局は結果をもとに、課題や対応の指導を行うとともに、法人と協力して、対応策を講じます。また、その旨を総合所見等に対する戦後の対応方針として、記載させていただきます。評価結果につきましては3月末に県ホームページ等で公表するとともに、報道機関に提供いたします。事務局からの説明は以上でございます。

それでは委員の皆様本日は長時間にわたりまして、御審議の方、ありがとうございました。それでは令和3年度第2回山梨県出資法人経営検討委員会を閉会とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(以上)